

○下水道処理施設維持管理業者登録規程

(昭和六十二年七月九日)

(建設省告示第千三百四十八号)

改正	平成	六年	四月一八日建設省告示	第一二一一号
	同	九年	七月一四日同	第一四三八号
	同	一一年	三月一七日同	第 六五二号
	同	一二年	三月二九日同	第 八八七号
	同	一二年	一二月二二日同	第二四三七号
	同	一七年	二月二八日国土交通省告示第	二一五号
	同	三一年	一月一〇日同	第 一八号
	令和	元年	六月二八日同	第 二三三号
	同	元年	九月一三日同	第 五四四号

下水道処理施設維持管理業者登録規程を次のように定める。

下水道処理施設維持管理業者登録規程

(目的)

第一条 この規程は、下水道処理施設維持管理業者の登録について必要な事項を定めることにより、下水道処理施設維持管理業の健全な発達を図り、もつて下水道の適正な維持管理の確保に資することを目的とする。

(登録)

第二条 下水道処理施設維持管理業者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第六号に規定する終末処理場の維持管理に関する業務(以下「管理業務」という。)を請け負い、又は受託する営業(以下「下水道処理施設維持管理業」という。)を営む者(専ら終末処理場の清掃、下水汚泥等の運搬その他これらに類する業務のみを請け負い、又は受託する営業を営む者を除く。)をいう。以下同じ。)は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録を受けることができる。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 第一項の登録の有効期間満了の後引き続き下水道処理施設維持管理業を営む者は、登録の更新を受けることができる。

(平六建告一二一一・平一二建告二四三七・一部改正)

(登録の要件)

第三条 登録を受けようとする者(前条第三項の規定により登録の更新を受けようとする者を含む。以下同じ。)は、次の各号に該当する者でなければならない。

一 営業所(本店又は常時管理業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所をいう。以下同じ。)ごとに、管理業務の技術上の管理をつかさどる専任の者で次のいずれかに該当するもの(以下「下水道処理施設管理技士」という。)を置く者であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)を卒業した後管理業務に関し七年以上実務の経験を有する者で国土交通大臣の指定する検定(以下「検定」という。)に合格したもの

ロ 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)を卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)管理業務に関し九年以上実務の経験を有する者で検定に合格したもの

ハ 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)又は中等教育学校を卒業した後管理業務に関し十一年以上実務の経験を有する者で検定に合格したもの

ニ 管理業務に関し十四年以上実務の経験を有する者で検定に合格したもの

ホ 国土交通大臣がイからニまでに掲げる者と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者

二 管理業務に関する契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。

(平九建告一四三八・平一一建告六五二・平一二建告二四三七・平一七国交告二一五・平三一国交告一八・一部改正)

(登録の申請)

第四条 登録を受けようとする者は、国土交通大臣に、次に掲げる事項を記載した登録申請書(別記様式第一号)を提出するものとする。

一 商号又は名称

二 営業所の名称及び所在地

三 法人である場合においてはその資本金額(出資総額を含む。)及び役員の氏名、個人である場合においてはその者の氏名及び支配人があるときはその者の氏名

四 営業所ごとに置かれる下水道処理施設管理技士の氏名

- 五 他に営業を行つている場合においては、その営業の種類
- 2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする者にあつては、登録の有効期間満了の日前三十日までに行うものとする。
- 3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類(登録の更新を受けようとする者にあつては、第四号から第七号まで、第十号及び第十一号に掲げる書面)を添付するものとする。
- 一 下水道処理施設維持管理業経歴書(別記様式第二号)
- 二 直前三年の各営業年度における営業収入金額(他に営業を行つている場合においては、当該営業に係る収入金額を除く。)を記載した書面(別記様式第三号)
- 三 使用人数を記載した書面(別記様式第四号)
- 四 前条第一号に規定する要件を備えていることを証する書面(別記様式第五号)
- 五 登録を受けようとする者(法人である場合においては当該法人及びその役員、個人である場合においてはその者及び支配人)及び法定代理人が第六条第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面(別記様式第六号)
- 六 登録を受けようとする者(法人である場合においてはその役員、個人である場合においてはその者及び支配人)及び法定代理人の略歴書(別記様式第七号)
- 七 法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面(別記様式第八号)
- 八 法人である場合においては、直前一年の各営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類
- 九 個人である場合においては、直前一年の各営業年度の貸借対照表及び損益計算書
- 十 商業登記がなされている場合においては、商業登記簿の謄本
- 十一 営業の沿革を記載した書面(別記様式第九号)
- 4 登録を受けようとする者は、関係書類正本一通を提出するものとする。

(平六建告一二一一・平九建告一四三八・平一二建告二四三七・一部改正)

(登録の実施)

第五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録をしない場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を登録簿に登録するものとする。

(平一二建告二四三七・一部改正)

(登録をしない場合)

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか(登録の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第三号から第九号までのいずれか)に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 第十条第一項第四号、第八号又は第十号に該当することにより登録を消除され、その消除の日から二年を経過しない者(当該登録を消除された者が法人である場合においては、当該消除の日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下この条及び第十条第一項において同じ。)であつた者で当該消除の日から二年を経過しないものを含む。)

三 登録の申請前二年以内に下水道処理施設維持管理業に関し不正又は著しく不当な行為をした者

四 下水道処理施設維持管理業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者

五 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六 精神の機能の障害により下水道処理施設維持管理業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

七 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

八 法人でその役員のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

九 個人でその支配人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしない場合においては、遅滞なく、理由を付してその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(平一二建告八八七・平一二建告二四三七・令元国交告五四四・一部改正)

(現況報告書の提出)

第七条 登録を受けた者(第二条第三項の規定により登録の更新を受けた者を含む。以下同じ。)は、毎営業年度経過後四月以内に、現況報告書(別記様式第十号)及び第四条第三項第

八号又は第九号の書類を国土交通大臣に提出するものとする。

2 第四条第四項の規定は、前項の書類の提出について準用する。

(平六建告一二一一・平九建告一四三八・平一二建告二四三七・一部改正)

(変更等の届出)

第八条 登録を受けた者は、第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、三十日以内に、その旨の変更届出書(別記様式第十一号)及びその変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を国土交通大臣に提出するものとする。

一 第四条第一項第一号から第三号までに 当該変更に係る登記事項を記載した商業登記
掲げる事項の変更(商業登記の変更を必 簿の抄本
要とする場合に限る。)

二 第四条第一項第二号に掲げる事項のうち 当該営業所に係る第四条第三項第四号に掲げ
る営業所の新設に係る変更 する書面

三 第四条第一項第三号に掲げる事項のうち 当該役員又は支配人に係る第四条第三項第五
号及び第六号に掲げる書類
ち役員又は支配人の新任に係る変更

四 第四条第一項第四号に掲げる事項の変 当該変更に係る第四条第三項第四号に掲げる
更 書面

2 第三条(第二号を除く。)の規定は前項の変更届出書を提出しようとする者について、第四条第四項の規定は前項の変更届出書又は同項各号の書類の提出について、第五条及び第六条の規定は前項の変更届出書の提出があつた場合について準用する。

3 登録を受けた者は、第三条第一号に規定する要件を欠くに至つたとき、又は第六条第一項第一号若しくは第五号から第九号までの規定に該当するに至つたときは、二週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣に届け出るものとする。

(平六建告一二一一・平九建告一四三八・平一二建告二四三七・令元国交告五四四・一部改正)

(廃業等の届出)

第九条 登録を受けた者が、次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出るものとする。

一 死亡したときは、その相続人

二 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者

三 破産したときは、その破産管財人

四 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人

五 下水道処理施設維持管理業を廃止したときは、当該登録を受けた者(法人にあつては、その役員)

(平一二建告二四三七・一部改正)

(登録の消除)

第十条 国土交通大臣は、次の各号の一に掲げる場合には、当該登録を受けた者の登録の全部又は一部を消除するものとする。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 前号の届出がなくて前条各号の一に該当する事実が判明したとき。

三 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかつたとき。

四 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

五 第八条第三項の規定による届出があつたとき。

六 前号の届出がなくて第三条第一号に規定する要件を欠くに至つたことが判明したとき。

七 第五号の届出がなくて第六条第一項第一号又は第五号から第九号までの規定に該当するに至つたことが判明したとき。

八 登録を受けた者(法人である場合においては当該法人又はその役員、個人である場合においては当該個人又はその支配人)が下水道処理施設維持管理業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

九 正当な理由がなくて第七条第一項の現況報告書又は第八条第一項の変更届出書の提出を怠つたとき。

十 第七条第一項の現況報告書中に重要な事項についての虚偽の記載があることが判明したとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により登録の全部又は一部を消除した場合について準用する。

(平一二建告二四三七・令元国交告五四四・一部改正)

(フレキシブルディスクによる手続)

第十条の二 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者、報告者又は届出者の氏名及び住所並びに申請、報告又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類(次項にお

いて「フレキシブルディスク等」という。)をもつてこれらの書類に代えることができる。

第四条第一項各号列記以外の部分	別記様式第一号第二面による書面
第四条第三項第一号	別記様式第二号による経歴書
第四条第三項第二号	別記様式第三号による書面
第四条第三項第三号	別記様式第四号による書面
第四条第三項第六号	別記様式第七号による略歴書
第四条第三項第七号	別記様式第八号による書面
第四条第三項第八号	貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類
第四条第三項第九号	貸借対照表及び損益計算書
第四条第三項第十一号	別記様式第九号による書面
第七条第一項	貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び別記様式第十号による報告書
第八条第一項	別記様式第七号による略歴書及び別記様式第十一号による届出書

2 前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類に代えてフレキシブルディスク等が提出される場合においては、当該フレキシブルディスク等は当該書類とみなす。

(平一一建告六五二・追加)

(フレキシブルディスクの構造)

第十条の三 前条第一項のフレキシブルディスクは、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- 一 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二一号(昭和六十二年)に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本産業規格X六二二三号(昭和六十二年)に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(平一一建告六五二・追加、令元国交告二三三・一部改正)

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第十条の四 第十条の二第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二号(平成二年)に、前条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五号(平成七年)に規定する方式
- 二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号(平成九年)に規定する方式

(平一一建告六五二・追加、令元国交告二三三・一部改正)

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第十条の五 第十条の二第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一号(昭和六十二年)又は日本産業規格X六二二三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 申請者、報告者又は届出者の氏名
- 二 申請年月日、報告年月日又は届出年月日

(平一一建告六五二・追加、令元国交告二三三・一部改正)

(登録簿等の閲覧等)

第十一条 国土交通大臣は、登録簿並びに第四条第三項、第七条第一項及び第八条第一項に規定する書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供するものとする。

2 地方公共団体その他の者は、管理業務の発注に関し必要がある場合においては、第七条第一項の現況報告書の写しを国土交通大臣に求めることができる。

(平一二建告二四三七・一部改正)

(権限の委任)

第十二条 この告示に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、登録を受けようとする者又は登録を受けた者の本店の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

- 一 第三条第一号イからニまでの規定により指定すること。
- 二 第三条第一号ホの規定により認定すること。

(平一二建告二四三七・追加)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。’

附 則 (平成六年四月一八日建設省告示第一二一一号)

この規程は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (平成一一年三月一七日建設省告示第六五二号)

この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月二九日建設省告示第八八七号）

（施行期日）

第一条 この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に関するこの規程による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年一二月二二日建設省告示第二四三七号）

この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則（平成一七年二月二八日国土交通省告示第二一五号）

（施行期日）

第一条 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示による改正前の下水道処理施設維持管理業者登録規程第三条第一号イからニまでに掲げる国土交通大臣の指定する試験に合格した者は、この告示による改正後の下水道処理施設維持管理業者登録規程第三条第一号イからニまでに掲げる国土交通大臣の指定する検定に合格した者とみなす。

附 則（平成三十一年一月一〇日国土交通省告示第一八号）

この告示は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省告示第二三三号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則（令和元年九月一三日国土交通省告示第五四四号）

（施行期日）

1 この告示は、令和元年九月十四日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の下水道処理施設維持管理業者登録規程の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われ

た国土交通大臣の処分の効力については、なお従前の例による。

- 別記様式第1号 略
- 別記様式第2号 略
- 別記様式第3号 略
- 別記様式第4号 略
- 別記様式第5号 略
- 別記様式第6号 略
- 別記様式第7号 略
- 別記様式第8号 略
- 別記様式第9号 略
- 別記様式第10号 略
- 別記様式第11号 略